

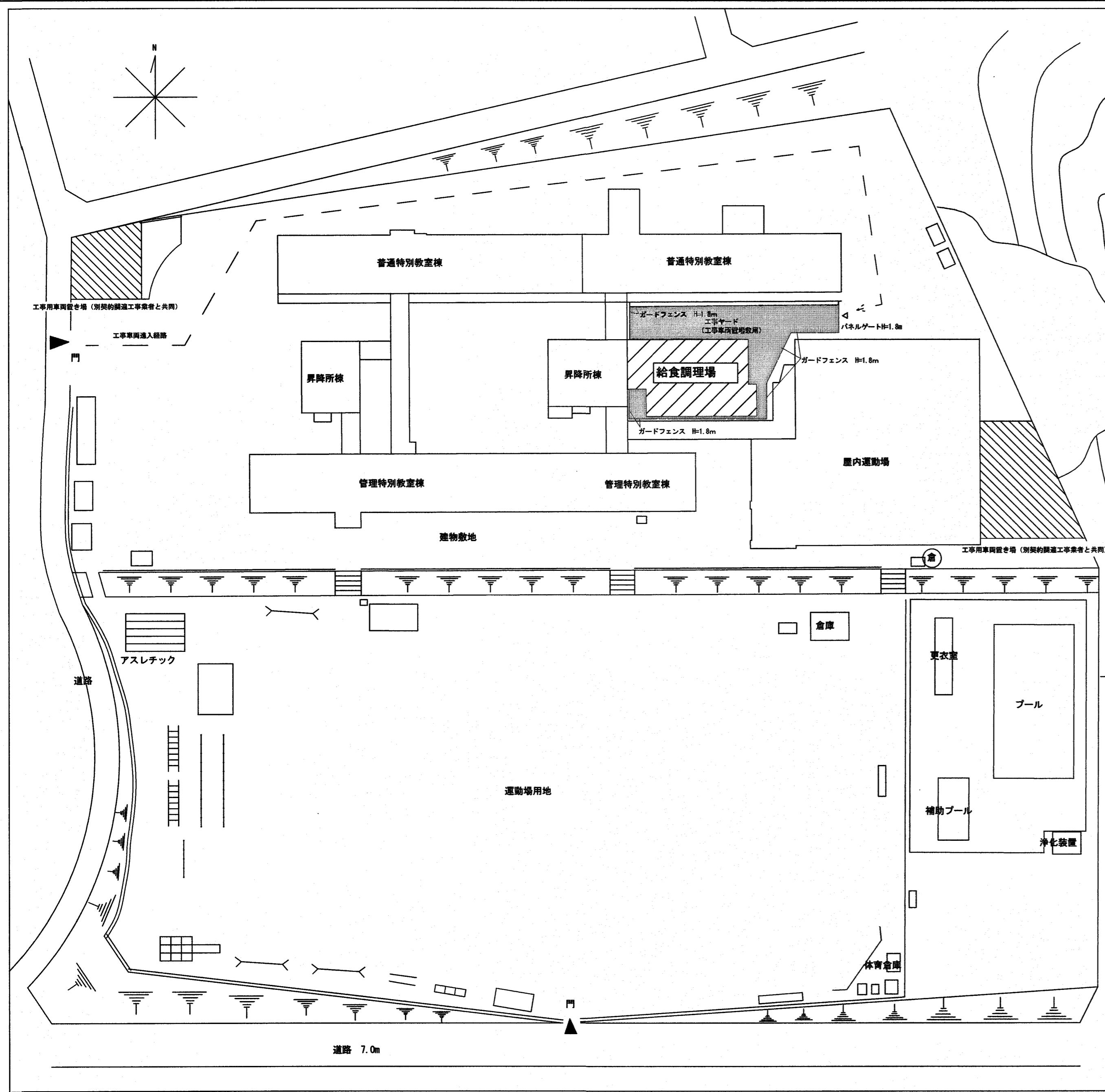
# 高知市立横浜小学校給食調理場耐震補強に伴う機械設備工事

図面番号	図面名称	縮尺	備考
M-01	特記仕様書（1）	—	
M-02	特記仕様書（2）	—	
M-03	付近見取図・配置図	1/800, 1/2500	
M-04	給排水衛生設備 配管図（改修前・後）	1/100	
M-05	給排水衛生設備 天井配管図（改修前・後）	1/100	
M-06	換気設備 平面図（改修前・後）	1/100	

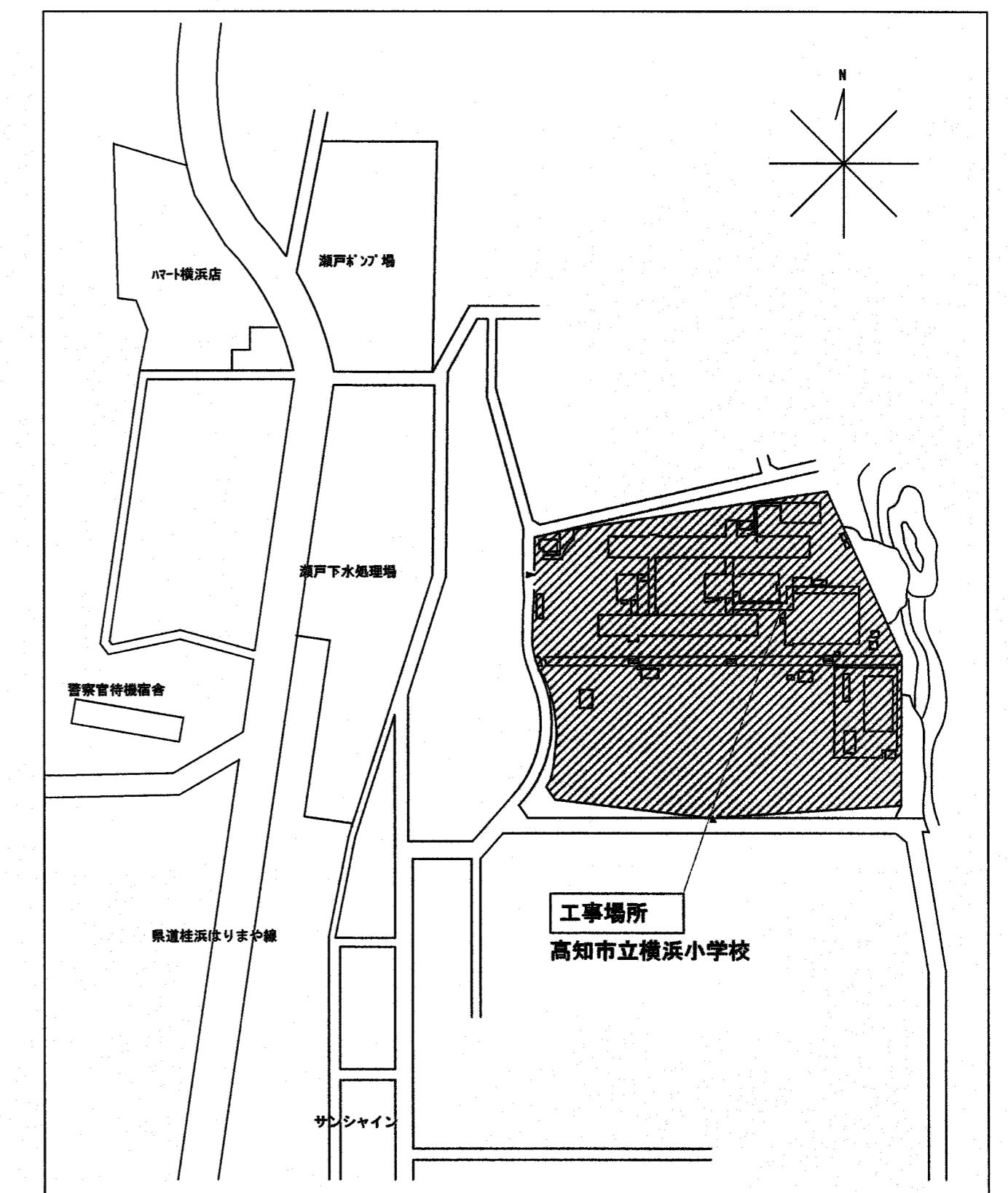
高知市立横浜小学校給食調理場耐震補強に伴う機械設備工事 特記仕様書		項目	特記事項	項目	特記事項
1 工事概要 1. 工事場所 高知市瀬戸東町1丁目26番地 2. 建物概要 建物名称 構造 階数 建築基準法に基づく延べ面積 主要用途 消防法施行令別表第一 都市計画法に基づく用途地域 備考	配置人員の資格 ・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級又は2級）を配置する工事。 ※ 交通誘導に際し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。	23 特別な材料の工法 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。			
3. 工事種目 横浜小学校給食調理場 1 換気設備 一式 4 給湯設備 一式 7 発生材処理 一式 2 給水設備 一式 5 ガス設備 一式 3 排水設備 一式 6 撤去工事 一式	資 格 資 格 資 格 資 格 資 格 資 格 1. 2級交通誘導警備 交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的検定合格者 人 （交通誘導警備員A） な知識・技能を有すると認めたもの （交通誘導警備員B） 警備業法における指揮官を受講したるもの （交通誘導警備員C） 警備業法における基本的基礎教育及び業務別教育（警備業法 第2条第1項 第2号の警備業務）を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が1年以上であるもの （交通誘導警備員D） 人	24 技能士の適用 本工事に該当する工事種目に応じて、下記项目的技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工（配管工事） b) 熱絶縁施工（保温工事） c) 建築板金施工（ダクト製作及び取付） d) 冷凍空気調和機器施工	(1.5.2) [1.6.2]		
4. 関連工事等 ・ 建築工事 ◯ 電気設備工事 ◯ 給食調理器具搬出入業務	なお、事前に監督職員に候成合規証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。	25 完成時の提出物 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。 機器等はメーカー名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製本（A4版） （完成図、官公印届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。） b) 完成図2ツ折り製本（A3版） 1部 ※ 要 ◯ 不要 c) CADデータ（図面1枚につき1ファイル） 1部 ※ 要 ◯ 不要 d) PDFデータ（全図面を1ファイル） 1部 ※ 要 ◯ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書（説明書（A4版）、電子データ） 1部 ※ 要 ◯ 不要 f) 工具類（・ 鋼鉄蓋フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル ・	(1.7.1) [1.8.2]		
5. 概工期期 ・ 完成期限の（ ）日前（ 令和 年 月 日）	16 統括安全衛生管理義務者の指名 労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名する。 (1.3.5) [1.3.5]	17 発生材の処理 産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地会立を受けた上で承諾を得る。（積替・保管についても同様とする。） 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）施行令に基づく車両への表示及び表面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、隨時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理業（以下、「マニフェスト」という。）により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。 また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。	18 作成に当たっては、別契約の関連工事にかかる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。（ <a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html">http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html</a> ） 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。		
II 設備工事仕様 1. 特記仕様 1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、〇印の付いたものを適用する。〇印の付かない場合は、〇印の付いたものを適用する。〇印と〇印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 5) 特記事項に記載の〈 〉内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 2. 適用基準等 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房工務局監修の修正による。 ※ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版 給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。 3. 「週休2日制モデル工事」の実施について ・ 発注者指定型 ◯ 受注者希望型 本工事は、工事着手日から工事完成までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領（營繕工事編）による。 ( <a href="https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuyuhutsuka.html">https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuyuhutsuka.html</a> ) ・ 対象外（理由： ）	19 項目	特記事項	20 項目	特記事項	
一般共通事項 1. 官公署その他への手続き 工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。 (1.1.3) [1.1.3] ・ 給水装置新設分担金	21 再生資源利用（促進） 計画書及び実施書の提出 (請負金額100万円以上)	22 設備機材等	23 特別な材料の工法 公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。		
2. 工事実績情報サービス（CORINS）への登録 (請負金額500万円以上) (受注、変更、完成時)	24 技能士の適用 本工事に該当する工事種目に応じて、下記项目的技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工（配管工事） b) 熱絶縁施工（保温工事） c) 建築板金施工（ダクト製作及び取付） d) 冷凍空気調和機器施工	25 完成時の提出物 a) 黒表紙金文字製本（A4版） （完成図、官公印届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。） b) 完成図2ツ折り製本（A3版） 1部 ※ 要 ◯ 不要 c) CADデータ（図面1枚につき1ファイル） 1部 ※ 要 ◯ 不要 d) PDFデータ（全図面を1ファイル） 1部 ※ 要 ◯ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書（説明書（A4版）、電子データ） 1部 ※ 要 ◯ 不要 f) 工具類（・ 鋼鉄蓋フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル ・	26 建築物等の利用に関する説明書 作成に当たっては、別契約の関連工事にかかる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく1冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。（ <a href="http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html">http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_kentikubuturiyou_tebiki.html</a> ） 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途1部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。		
3. 書類の書式等 工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。 (1.1.5) [1.1.5]	27 取扱い説明 完成時の提出図書（建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む）を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事目的の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。 (1.7.3) [1.8.4]	28 不当要求等への対応 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下、「不当介入」という。）の排除について次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者は、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。			
4. 総合工程表 原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。 (1.2.1) [1.2.1]	29 不正軽油の使用の禁止 a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。 不正軽油とは、地方税法第14条の3の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等） b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。	30 消防計画 工事着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画」を作成し、当該施設の防火管理者の承認を得て届出を行う。			
5. 総合図 工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 (1.2.3) [1.2.3]	31 工事用水・電力 構内既存の施設（用水） ◯ 利用できる（※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない 構内既存の施設（電力） ◯ 利用できる（※ 有償 ・ 無償 ） ※ 利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合（a）～（e）による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 用工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 d) 用工事用には、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 用工事用電力は、原則として、既存設備・電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。	32 仮囲い 33 砂利地業 34 保護砂 35 埋戻し 36 建設発生土の処理 ※ 構外搬出適切処理（搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する） ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分（搬出調査等を提出する） 受入れ施設名： 受入れ場所： 構外の場合は、搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m以上を構外搬出適切処理する場合は認証結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 ( <a href="https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannsyutusuki.html">https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetsuhasseido-hannsyutusuki.html</a> )			
6. 施工図等の取扱い 施工図等内の、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。 (1.2.3) [1.2.3]	37 電気主任技術者への報告 電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要な書類提出について指示に従う。				
7. 工事日誌 週ごとに工事の全般的な経過及び次回の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 また、半月ごとに出来高を当初計画と共に記し、月末には実施工表を添付する。 (1.2.4) [1.2.4]	38 工事特性等 受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。				
8. 工事写真 工事写真はL版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) 撮影方法は、国土交通省大臣官房工務局監修「建設工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説 工事写真的撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建設第14号（令和5年3月1日付）「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。 (1.2.4) [1.2.4]	39 係長 係長補佐 課長 図面番号				
9. 下請負者の報告 各下請負者については、下請施工予定報告書にて監督職員に報告する。					
10. 電気保安技術者 適用する (1.3.2) [1.3.2]					
11. 施工条件 施工日及び施工時間 ※ (1.3.3), [1.3.3] (1)による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所 ※ 仮囲い 図示 その他の施工条件 ◯ 既存耐震機器の設置作業は別途工事により行う。移設後、復旧作業を行ふため、30日前には現地作業を完了させること。 ・ 直下校時間帯や休み時間等は県の通行を中止する等必要な配慮をする。 ・ 資機材の搬入時には、専任の係員を配置する。その他の場合でも、工事専用車両（乗用車も含む）が敷地内を通過する際には必ず説明するものをつけ、公道まで待機する。 ・ 作業時間・内容・大きな騒音又は騒動を伴う作業については施設管理者と協議のうえ、作業時間を指定する場合がある。 工事請負契約後、速やかに工事目的、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着手のときから完成期限より24日後以降までの期間とする。					
12. 工事の保険 契約保証 ※ 金銭の保証方式 ・ 有 ◯ 無					
13. 前払金支払割合区分補正 14. 交通誘導警備員					







配置図1 : 800



付近見取図 1 : 2500

## 工事概要

給食棟耐震補強工事に伴う工事

調理場内 給水・給湯・排水・ガス配管の更新工事

調理機器類の取外し再取付に伴い、機器への配管接続工事

水栓類の更新工事

換気機器・換気ダクトの更新工事

排気フードの取外し再取付工事

## 【施工条件】

・作業禁止日：8/23, 8/24, 10/19, 10/31, 11/1, 11/13 (PMのみ), 11/29, 12/23・24 (PMのみ)

・工事車両の入退場禁止時間：水曜日以外 8:30以前, 16:30~17:00

水曜日 8:30以前, 14:30~15:30

・現場着手は令和7年8月12日以降とする（現地調査は除く）

設計	記	所長	検査	担当	工事名	図面名称	縮尺	高知市	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
訂正	記				高知市立横浜小学校 給食調理場耐震補強に伴う機械設備工事	付近見取図・配置図	1:800 1:2500	高知市 都市建設部 公共建築課	水門 戸田 木村 松本				M-03
	事												

有限公司 進設備設計事務所

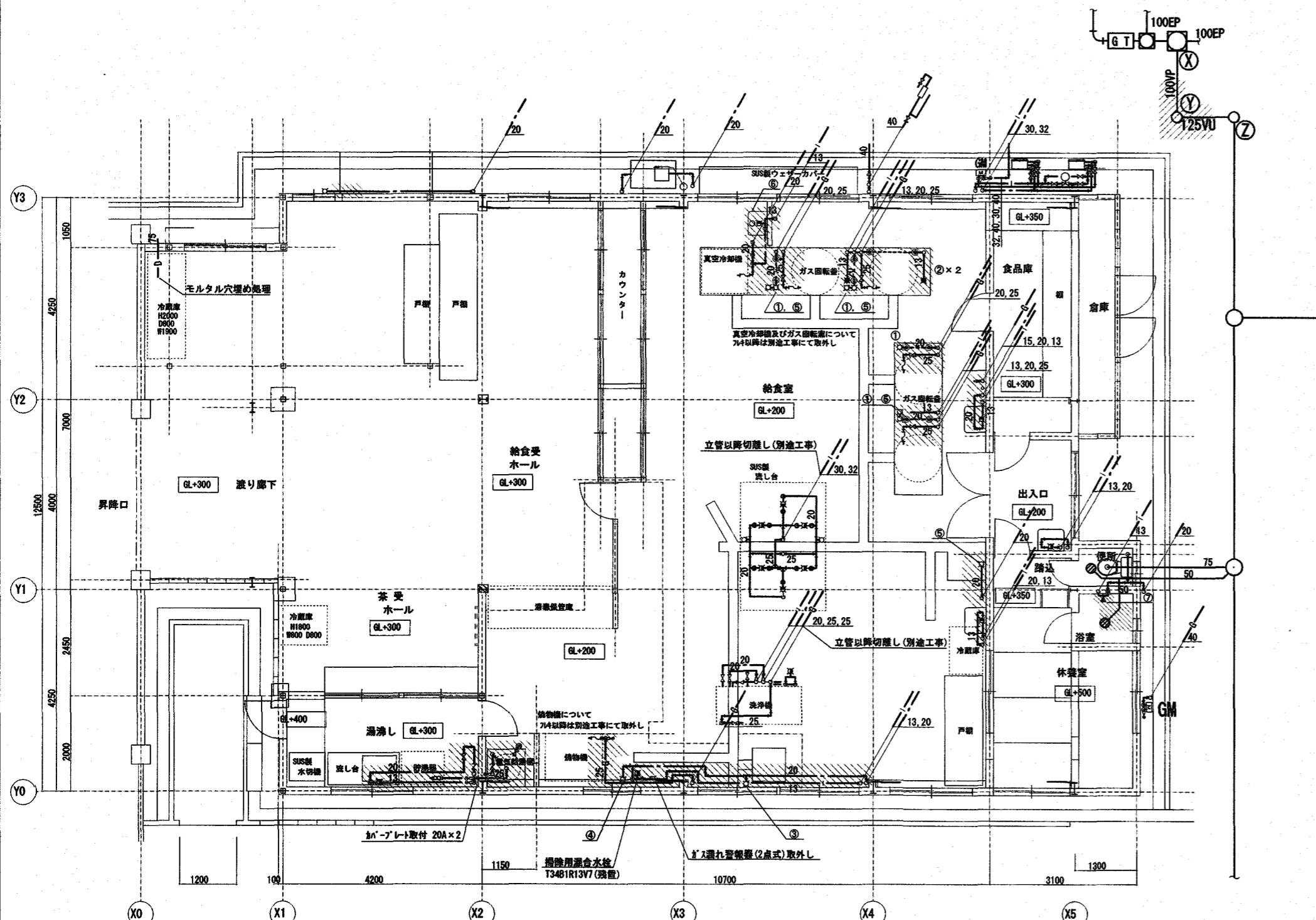
代表取締役 秋元 進哉  
高知市北金田17-22 北金田ビル1階E TEL (088) 879-4265

改修前

改修後

## 污水・雑排水 梱表

括番号	桿種類	管底(cm)	地盤高	区間	勾配	延長(m)	備考
(X)	既設桿 φ600	-	±0	①～①	△1/100	-	残置
(Y)	90L	61.0	±0	①～②	△1/100	L=1.8m	撤去
(Z)	90L	62.8	±0	②～③	△1/100	L=4.8m	残置

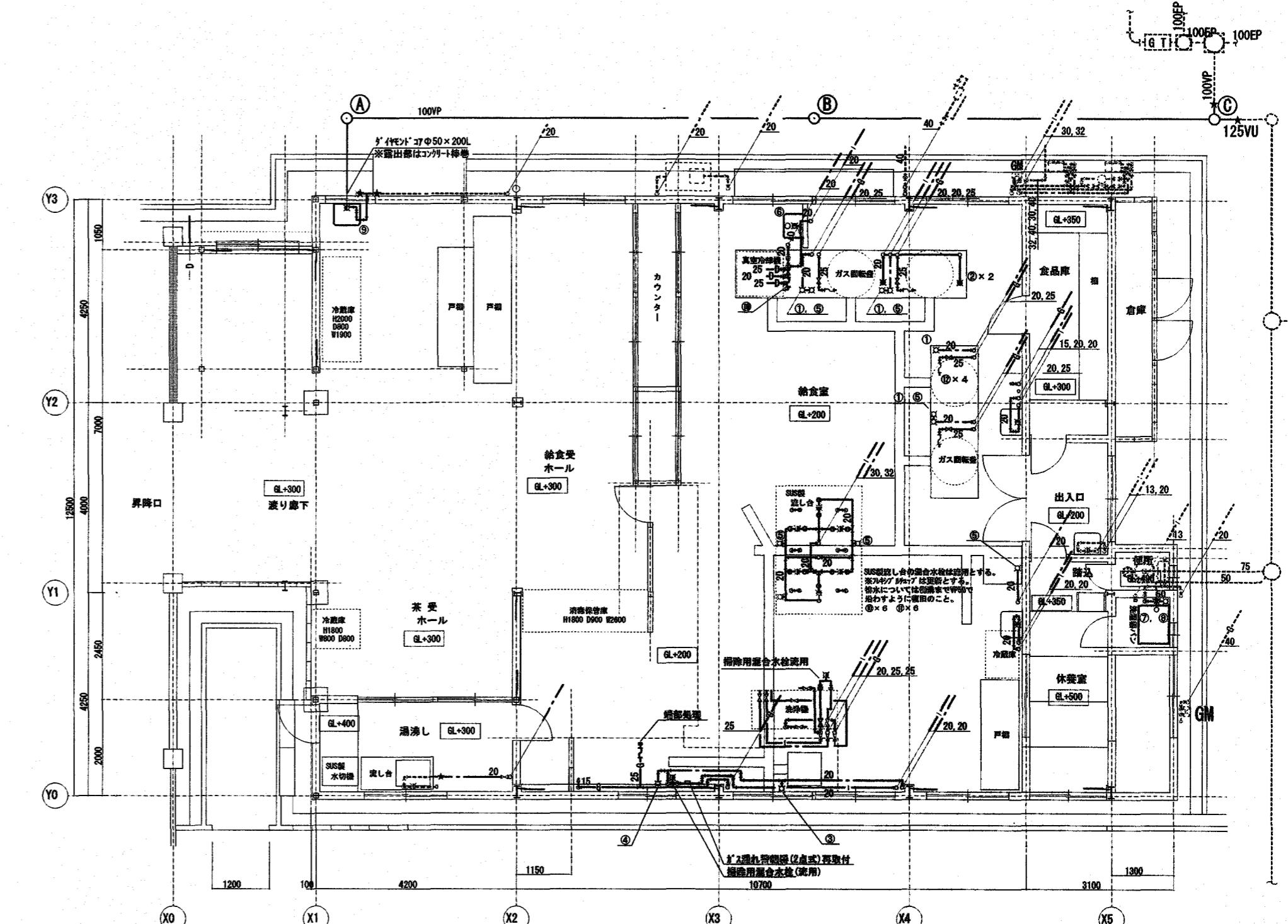


※) 斜線部 撤去

※厨房器具移設及び移設に伴う  
配管撤去工事については別途工事による。※ガス回転窓周囲の配管埋設部については  
切断し、モルタル穴埋め処理をすること。  
給水×8箇所 給湯管×2箇所

## 污水・雑排水 梱表

括番号	桿種類	管底(cm)	地盤高	区間	勾配	延長(m)	蓋種別
(A)	90L	31.4	±0	①～②	△1/100	L=15m	防護蓋φ150(蝶番式)
(B)	ST	47.4	±0	②～③	△1/100	L=12.6m	防護蓋φ150(蝶番式)
(C)	90Y	61.0	±0	③～	△1/100	L=1.8m	防護蓋φ150(蝶番式)



※) ★ : 部分既存配管接続

※) 点線部分既存配管

※シャワー室内のコンクリート床と復旧は別途工事による。

## 撤去器具

番号	器具名	数量	品番(参考)
①	自在水栓(水)	4	T30AR20V22
②	自在水栓(湯)	2	T-30AR-13
③	掃除用横水栓	1	T200BSQ13
④	掃除用横水栓	1	T-30AR-20
⑤	掃除用横水栓	4	T200S20V15
⑥	スタッフ用手洗器	1	取外し
⑦	混合水栓	1	TM245CM

## 新設器具

番号	器具名	数量	品番(参考)
①	自在水栓(水)	4	T30ARU20V13C(TOTO)
②	自在水栓(湯)	2	T30ARU20V14H(TOTO)
③	掃除用横水栓	1	T200BSQ13(TOTO)
④	掃除用横水栓	1	T23AE20C(TOTO)
⑤	掃除用横水栓	6	T200SU20C(TOTO)
⑥	スタッフ用手洗器	1	再取付
⑦	洗濯機用水栓	1	TW11R(TOTO)
⑧	洗濯機パン	1	PWP800N2W, PJ2008NW(TOTO)
⑨	スタッフ用手洗器	1	LSE850RP(TOTO)
⑩	フレキシブルチューブ(水)	7	20A 保温付
⑪	フレキシブルチューブ(湯)	6	20A 保温付
⑫	金属フタ	4	

設計	記	事
訂正	・	・
	事	

進 有限公司 進設備設計事務所

代表取締役 秋元 進哉  
高知市北金田17-22 北金田バス1階E TEL (088)879-4265

所長

検査

担当

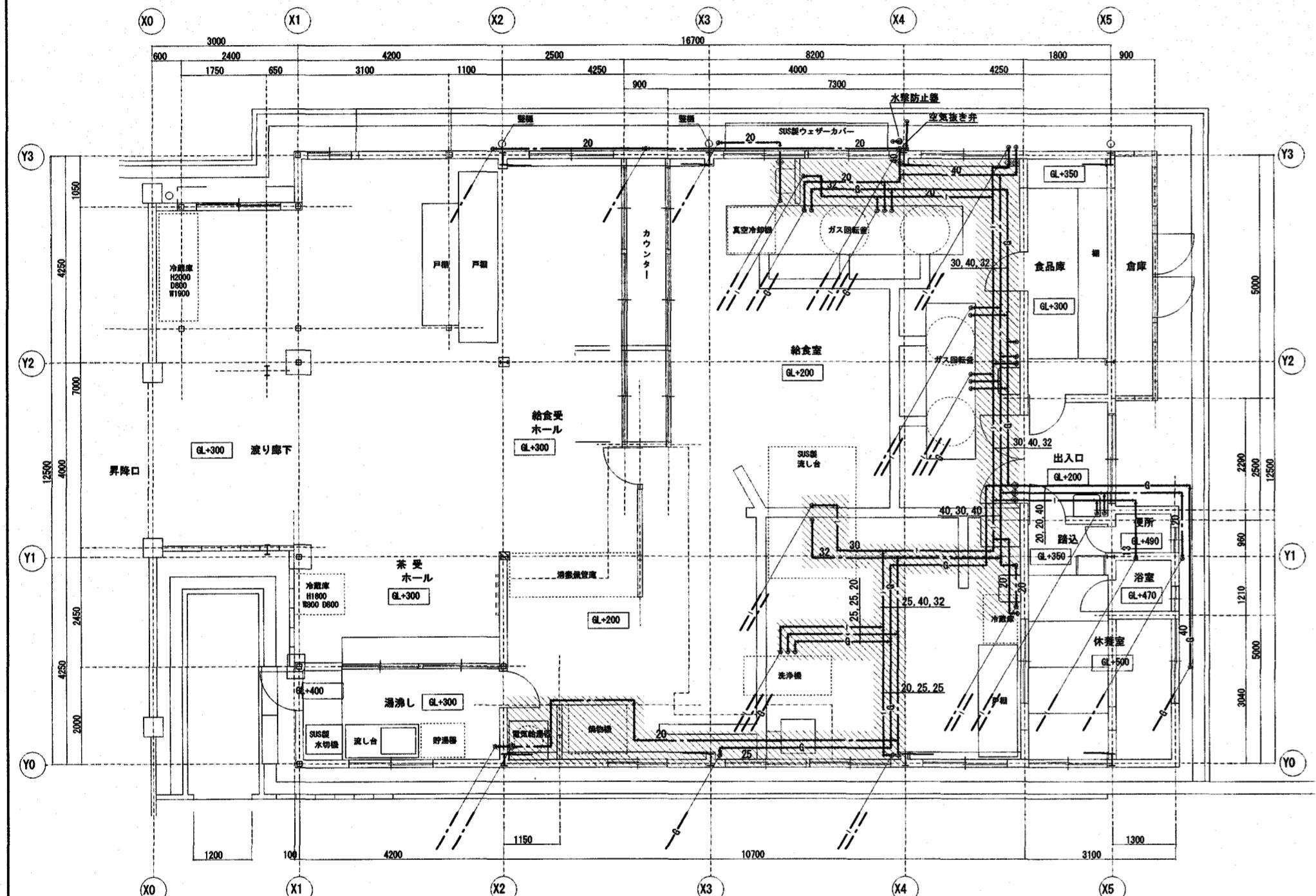
工事名

図面名稱  
給排水衛生設備  
配管図  
(改修前・後)

縮尺  
1:100  
高知市  
都市建設部  
公共建築課

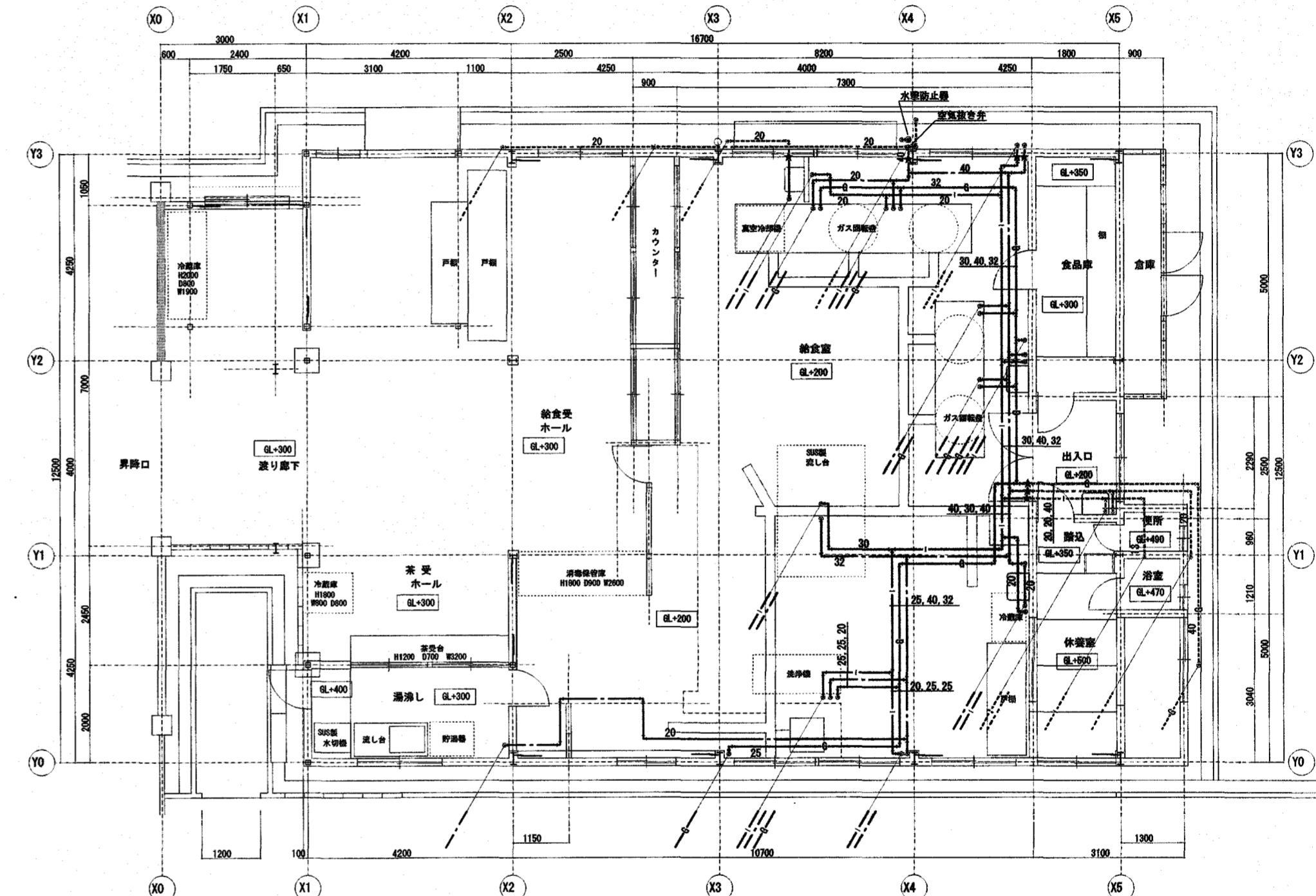
係  
係長  
課長補佐  
課長  
図面番号  
M-04  
水  
戸  
木  
松木

改修前



※) ◎ 斜線部 撤去  
※) ◎ : 既存配管切断

改修後



※) ★：既存配管接続  
※) 点線部分既存配管

天井ボード穴明			
貫通径	給水	給湯	ガス
φ150以下	11	7	7

設計	• •	記事	
訂正	• •		
	• •		

有限会社 進設備設計事務所

代表取締役 秋元 進哉  
高知市北金田17-22 北金田ペース1階E TEL (088) 879-4265

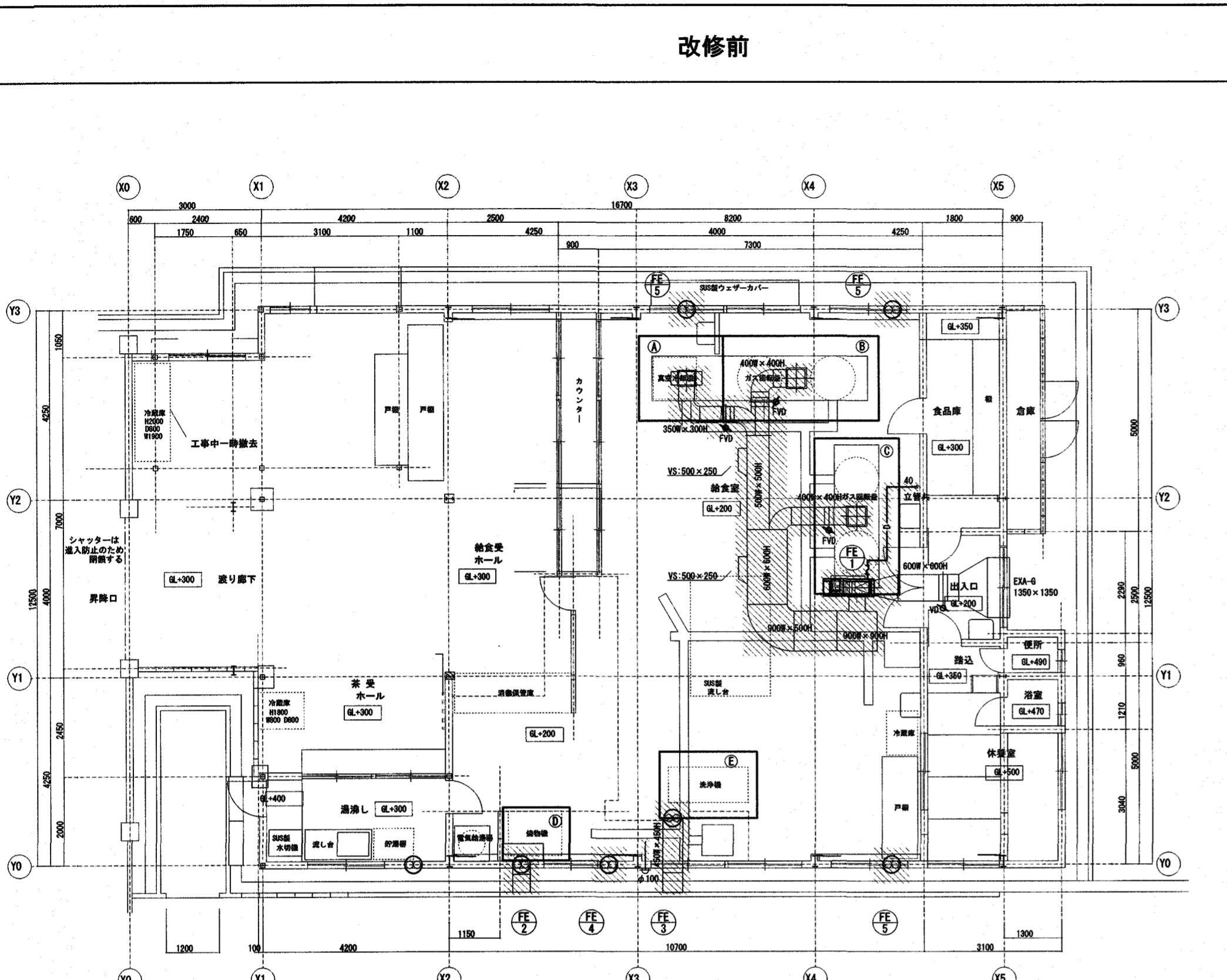
所長 検収 担当 工事名

図面名稱  
給排水衛生設備  
天井配管図  
(改修前・後)

高知市  
都市建設部  
公共建築課

係	係長	課長補佐	課長	図面番号
水閥	戸田	中村	松本	M-05

改修前



※) 斜線部 撤去

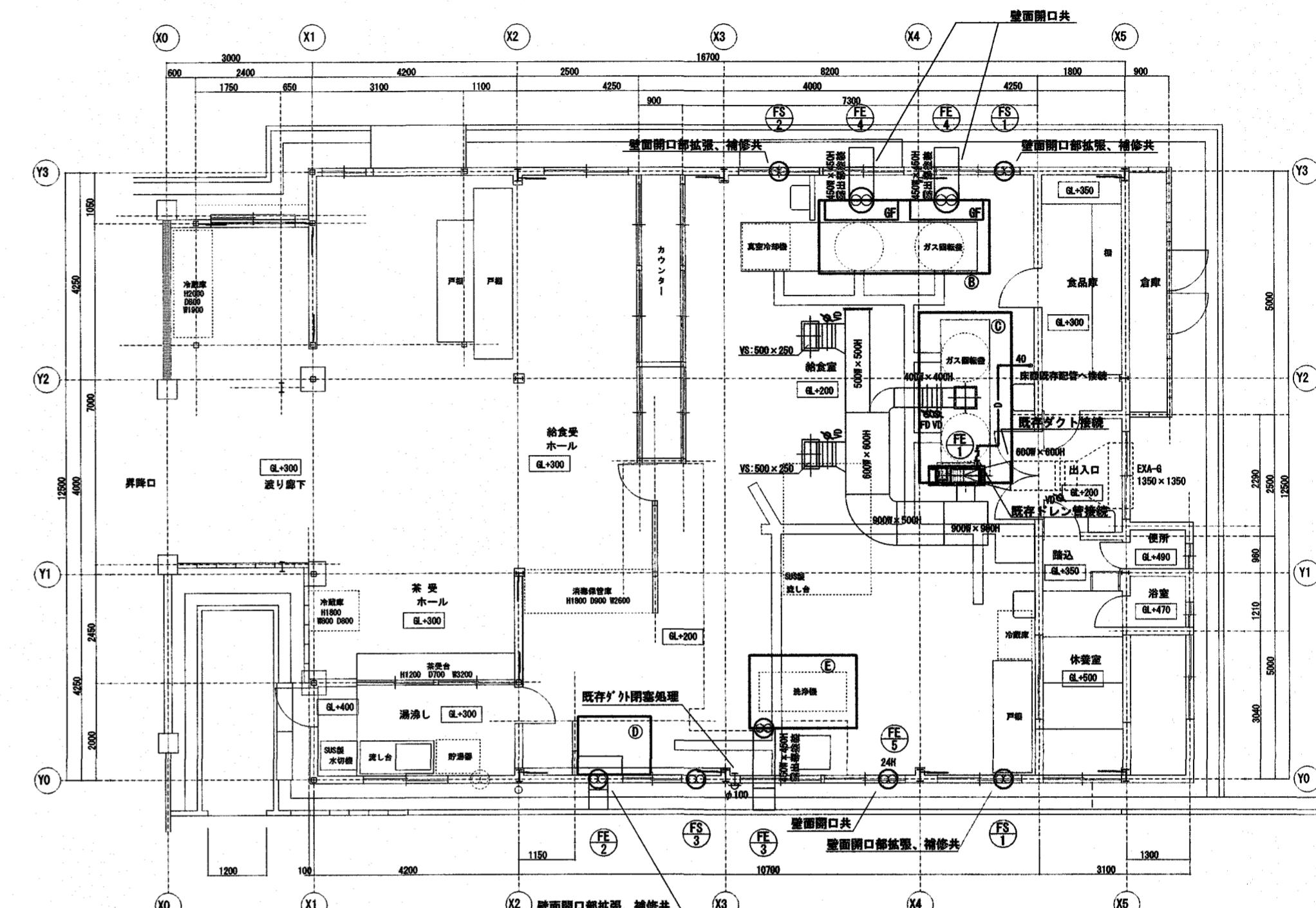
## 撤去機器

記号	仕様	台数
FE-1	天吊型シロッコファン 防振架台 耐震用ストッパー及び水抜き用タッピング付 SS#3×7,800m³/h×23mmAq×1.5kw (三相200V) 4P	1
FE-2	有圧換気扇 (ステンレス製) 絶縁枠、不燃枠、風圧式シャッター、ウェザーカバー(防虫網付) 30cm×1300m³/h×6mmAq×50w (単相100V) 4P	1
FE-3	有圧換気扇 (ステンレス製) 取付枠、不燃枠、ウェザーカバー(防虫網付) 40cm×2200m³/h×2mmAq×100w (単相100V) 6P	1
FE-4	壁付換気扇 不燃枠、風圧式シャッター、ウェザーカバー(防虫網付) 30cm (単相100V)	1
FE-5	壁付換気扇 不燃枠、風圧式シャッター、ウェザーカバー(防虫網付) 30cm (単相100V)	3

排気フード (SUS304製 板厚1.0t) フードA,Bは撤去 フードC,D,Eについては取外し

記号	仕様
A	1900×1900×700H V型グリスフィルター: 500×250×4枚
B	1900×3500×700H 防振ハンガー吊
C	1900×3500×700H 防振ハンガー吊
D	1500×1200×750H V型グリスフィルター、防振ハンガー
E	2200×1500×750H 防振ハンガー吊

改修後



※) 点線部既存ダクト

## 撤去機器

記号	仕様	台数
FE-1	天吊型シロッコファン (SUS製) 防振架台 耐震用ストッパー及び水抜き用タッピング付 #3×7800m³/h×225Pa×1.5kw (三相200V) 4P	1
FE-2	有圧換気扇 (ステンレス製) 取付枠、風圧式シャッター、ウェザーカバー(防虫網付) 40cm×1950m³/h×70Pa×122w (単相100V)	1
FE-3	有圧換気扇 (ステンレス製) 取付枠、ウェザーカバー(防虫網付) 40cm×3600m³/h×70Pa×190w (単相100V)	1
FE-4	有圧換気扇 (ステンレス製) 取付枠、ウェザーカバー(防虫網付) 40cm×2850m³/h×100Pa×190w (単相100V)	2
FE-5	パイプ用ファン 角形格子タイプ 電気式シャッター付 電源コード付 深形フードφ150(SUS)防虫網付 φ150×100m³/h×10Pa×6.5w (単相100V)	1
FS-1	有圧換気扇 (給気専用 メッシュタイプ) 電気式シャッター付 取付枠、ウェザーカバー(防虫網付) コントローラ付 50cm×3200m³/h×30Pa×318w (三相200V)	2
FS-2	有圧換気扇 (給気専用 メッシュタイプ) 電気式シャッター付 取付枠、ウェザーカバー(防虫網付) 強弱スイッチ 40cm×2200m³/h×20Pa×186w (単相100V)	1
FS-3	有圧換気扇 (給気専用 メッシュタイプ) 電気式シャッター付 取付枠、ウェザーカバー(防虫網付) 強弱スイッチ 30cm×1100m³/h×10Pa×61w (単相100V)	1

※FE-1架台寸法: 1,200×1,200×1,000H程度 (L65×65×6)

※静圧は参考値とする。

## 排気フード (SUS304製 板厚1.0t) 再取付

記号	仕様
C	1900×3500×700H 防振ハンガー吊
D	1500×1200×750H V型グリスフィルター、防振ハンガー
E	2200×1500×750H 防振ハンガー吊

天井ボード穴明	
貫通径	排水
Φ150以下	1

## 排気フード (SUS304製 板厚1.0t) 新設

記号	仕様
B	箱型: 1500×3500×700H 防振ハンガー吊 グリスフィルター: 片面3連(3600m³/h 40Pa) × 2

設計	・	記	事
訂正	・		
	・	事	

進 有限公司 進設備設計事務所

代表取締役 秋元 進哉  
高知市北金田17-22 北金田ビル1階E TEL (088) 879-4265

所長

検査

担当

工事名

高知市立横浜小学校  
給食調理場耐震補強に伴う機械設備工事

図面名称

換気設備

平面図  
(改修前・後)

縮尺

1:100

高知市  
都市建設部  
公共建築課

保

係

長

課長補佐

係

長

課長

図面番号

水閥

戸田

木村

松木

M-06